

日本共産党の斉藤由美子です。発言通告に従って、分割で質問いたします。

1. はじめに、移動する権利の保障について質問します。尚、2点目の、外出支援については、要望といたします。

■1点目は、JR駅の無人化についてです。

2016年に施行された「障害者差別解消法」は、障がいのある人でも、社会で不便さを感じないように「合理的配慮」を義務付けています

ところが、JR九州は、2017年8月、大分市内8つの駅の無人化を発表し、2018年3月に日豊線の牧駅、同年12月に豊肥線の敷戸駅と大分大学前駅の無人化を実施しました。

翌年、駅の無人化に対し、7万3千筆あまりの反対署名がJR九州に提出されました。わが会派はこの間、議会の中で再三にわたり、JR九州に無人化の「撤回」を求めるよう申し上げてきましたが、その度に「慎重な検討と丁寧な説明」を求めるという答弁が繰り返されてきました。

そんな中、今年9月、車いすで生活する駅の利用者が、無人化は移動の自由を侵害しているとしてJR九州を提訴しました。公共交通が生活に欠かせないものであるにも関わらず、自由な利用が制限されたり、その利用に大きな危険が伴うことがなおざりにされたりするのは許されないことです。

公共交通は、移動の自由を保障する手段として欠かせないものであり、安全の担保は絶対です。もし、問題があるとしたら、それは解消されなければならないと考えます。そこで、質問します。

(1)駅の無人化は合理的配慮に欠けると考えますが、認識をお聞かせください。①

(2)駅の無人化は、国交省が示すバリアフリー法に基づく今後の方針(「最終とりまとめ」)に逆行すると考えますが、認識をお聞かせください。②

(3)公共交通の安全を守ることに、自治体の責任をどう考えるか、認識をお聞かせください。③

(4)駅無人化について、市長名で改めて、JR九州に撤回の要望を行うべきと考えます。見解を求めます。④

■2点目の、外出支援についてです。今回、市民アンケートでも、外出支援のご要望を頂きました。これまで、「大分市ワンコインバス事業」が高齢者の外出支援として大変喜ばれていましたが、昨年10月から「ワンコイン」でなくなり、負担が増えたというご意見が数多く寄せられました。ワンコインバス事業が、高齢者の社会参加と日々の生活を支える事業であったことを痛感しています。健康寿命の延伸にも、地域経済にも資する、「ワンコインバスの復活」をあらためて要望しておきます。

一方、頂いたご意見には、「足が悪くバスには乗りづらい」「通院には乗り換えが必要でバスでは

不便」などの声も寄せられました。特に高齢者は、移動ニーズが様々です。買い物となれば、荷物を持ち帰ることも視野に入れる必要があり、通院となれば、内科・眼科・整形外科など、複数の病院に通う方も少なくありません。

現在、障がいのある方には、タクシー助成などがありますが、その対象とならない方も多く、外出の負担軽減を求める声が届いています。また、「免許の返納者はタクシー券がもらえるが、免許のない人にもタクシー券を出してほしい」という声もあります。

市民の安心・安全な移動を保障することを基本に、移動支援は地域の実情に応じた多様な選択肢が必要になってきていると感じます。地域経済の振興にもつながることから、こうした要素も含め、外出を支援するための「タクシー券の発行」も検討すべきではないでしょうか。

新型コロナによって、タクシー業界も大きな打撃を受けていると聞きます。公共交通を支えるためにも、「タクシー券」での外出支援を選択肢に加えるよう強く要望いたします。

2. 次に、社会保障について2点お聞きします。

■1点目は、後期高齢者医療の窓口2割負担の導入についてです。

「自助」を前面に押し出し、「公助」を投げ捨てる政治を進めてきた前安倍政権の元で始まった「全世代型社会保障」の最終報告は、議論がまとまらず決定が遅れていますが、特に大きな議論となっている、「75歳以上の医療費2割負担の導入」に大きな不安が広がっています。

現在、実施の先送りと所得制限のバーダーラインが議論されていますが、2割負担の導入は言語道断であり、政権への批判逃れのような実施先送りでは全く意味をなしません。また、「一定の所得以上」と線引きをしても、これまでの社会保障改悪にもみられるように、今後、段階的に対象を広げていく突破口となるのは明らかです。

75歳以上の方が病院にかかる受診率は74歳以下と比べ、外来では2.3倍、入院では6.3倍と高く、今でも医療費の負担は小さくありません。複数の病院で医療費の負担が、2割つまり現在の倍になれば、受診を我慢するのは明らかであり、日本医師会なども「受診抑制」への懸念を度々指摘しています。病気の早期発見・早期治療ができなければ、結果として重篤化による医療費の増大を招き、このコロナ禍で、病床を圧迫し、医療現場への負担を増大させることは明らかです。

医療費の負担増は、お金のあるなしにかかわらず全国民に必要な医療を保障する「国民皆保険」をないがしろにするものであり、憲法25条に反します。

私は後期高齢者広域連合議会でも、国に対し、2割負担導入に反対すべきだと申し上げました。いま、自治体から反対の声を上げなければ、その責任も負担も、結局、基礎自治体にかかってきます。そこで、あらためてお聞きします。

(1)国に対し、後期高齢者の医療費2割負担の導入の撤回を強く求めるべきです。見解を求めます。⑤

■2点目は、介護施設への支援についてです。

社会保障改革の中で、高齢者が介護保険サービスを受ける権利を守ること、また、従事する介護職員への処遇改善は、これまでも繰り返し求めてきましたが、2021年度以降の「介護保険事業計画」で示されようとしている国の狙いで、介護サービスを提供する施設運営への影響が不安視されています。

全日本民医連の調査で、多くの介護事業所が新型コロナによる減収で経営ダメージを受けていることが報告されていますが、以前から、高齢者施設の廃止は問題となっています。

今年1～10月までの老人福祉・介護系企業の「倒産件数」は112件と最多を更新し、「休業・解散」も406件と、過去最多ペースとなっています。この時点ですでに19年の件数を2.7%も上回り、2015年度に安倍政権が行った介護報酬引き下げ以降、5年連続で100件超えを記録、更に、人手不足やコロナ禍で廃業を決断する企業も急増しているといえます。東京商工リサーチは、「倒産と休業・解散の合計が初めて600件を超える可能性が強まった」としています。

現在、大分市内の施設数などに大きな変動は見られないと聞いていますが、今後の介護保険サービスの提供体制も、窮地に追い込まれることが大いに懸念されます。

今年7月、厚生労働省が社会保障審議会介護保険部会に提出した「基本指針案」では、先の議会でも申し上げた通り、介護業務の「効率化」が必要だと強調され、ICTやロボットの活用が明記されています。加えて、「介護人材の確保が困難」であることを理由に、施設整備や人材確保に充てている「地域医療介護総合確保基金」を、介護ボランティア確保のために使う方向に動いています。

介護保険部会においては、日本医師会の江澤常任理事が、ICT・ロボットの活用は必要だとしても、「決して介護人材の確保に有効な指標ではない」と指摘し、「認知症の人と家族の会」の花俣常任理事からは、「介護は専門的な職業であり、ボランティアで代替できる職業ではない」との意見がだされています。高齢者にとって介護サービスは、地域で自立した生活をするための重要な支えです。

それにもかかわらず、介護保険給付抑制のために、人員配置基準が引き下げられることで、人材確保が安上がりになれば、更なる悪循環に陥ることは必至です。これでは、介護の質を保つどころではありません。そこで質問します。

(2)サービスの質にも行政はしっかりと目を向け、施設への支援を行うことが必要だと考えます。見解を求めます。⑥

3. 次に、ばいじん対策についてお聞きします。

去る10月22日、ばいじん公害をなくす会大分は、市長と懇談を行い、ばいじん公害対策についての要望書を提出しました。これまで、企業によるばいじん対策は確かに実施されておりますが、日本製鉄の近隣地域住民は依然としてばいじん被害に悩まされています。「窓が開けられない」「洗濯物が干せない」、こうした日常の当たり前の生活が妨げられている実情は変わっていません

ん。

特に近年、企業には、経済活動における環境への影響に最大限配慮する責任が問われており、自治体には、住民の健康と住環境を守る義務があります。そこで、質問いたします。

(1)要望でよせられた住民の声をどのように受け止めていますか、お聞かせください。⑦

(2)特に、溶解性成分を除く降下ばいじん量の細目協定について、現行月1平方キロ当たり6トンの管理目標値を引き下げることにについて、見解を求めます。⑧

(3)第5コークス炉新設の際の環境影響評価によれば、二酸化窒素や二酸化硫黄の濃度が高くなると予想されている日本製鉄所の南南東10キロ付近や、人口が増加している明野地区には測定局が設置されていません。こうした地区への測定局設置の必要性について、見解を求めます。⑨

(4)市として、今後具体的な協議をさらに進め、改善を求めていくべきと考えますが、今後の取り組みについて見解を求めます。⑩

4. 次に、議第128号「大分市工場立地法に基づく準則等を定める条例の制定について」です。

前安倍政権は「世界で企業が一番活動しやすい国を目指す」ことを表明し、「企業活動を妨げる障害を一つひとつ解消していく」として、規制改革を進めてきました。働き方改革と称して、雇用の規制を改悪し、同時に「地方分権」という名で事務や権限を移譲し、様々な規制緩和を可能にしました。

今回、そのひとつとして大分市は、工場立地法で定められた基準を引き下げ、工場内の緑地面積を減らすことができる条例を制定しようとしています。しかし、「環境保全」や「気候変動」への取り組みは世界的課題であり、大企業ほど推進する義務があります。そうした中で、緑地削減の条例を制定することは大きな問題だと考えます。そこで、質問いたします。

(1)環境保全の立場から、この条例は制定すべきでないと考えます。環境保全への取り組みについて、どのように認識しているか見解を求めます。⑪

5. 次に、公務・公共サービスについて2点お聞きします。

■業務委託先の労務管理についてお聞きします。

全国的に労働相談が増加する中、今年6月に女性活躍・ハラスメント規制法が施行され、パワハラ・セクハラ防止対策の義務化に伴い、パワハラに該当する6つのパターンが具体的に示されました。

今年、大分労働局が抜き打ちで行った立ち入り調査では、実施した県内125事業所の8割で、

健康診断の未実施や残業代未払いなどの労働法令違反が見つかり、一部では「過労死ライン」を上回っていたとされています。また、今年8月に公表された、2019年度の大分県内で寄せられた個別の労働紛争は3,053件で、過去最多となっており、「いじめ・いやがらせ」や「人手不足で退職できない」などの実態が明らかになっています。こうした背景も念頭に置き、自治体の委託業務においても、労務管理は厳格に行われるべきと考えます。

以前、大分市の水道業務(県外の委託業者)に関わる労働者から、パワハラ相談を受けました。その他にも、「委託業者が変わり労務単価が下げられた」「待遇が悪くなった」などの声や、市民から苦情が寄せられるなど、サービスの質にも影響が生じていました。

こうしたことが繰り返されないよう、公共事業を委託する事業所の選定にあたっては、公正公平はもとより、その事業者の評価を慎重に判断する必要があります。特に、実態がつかみにくい県外業者は、専門的なスキルを持っているか、いわゆる「ブラック企業」でないか等、しっかりと評価を行うべきです。そこで質問します。

(1)大分市の公共事業の業務委託契約において、労務管理規定を明確にすべきと考えます。見解を求めます。⑫

■2点目は、大分市会計年度任用職員の処遇についてです。

法改正により今年度から始まった会計年度任用職員については、これまでも処遇改善を求めてまいりました。4月当初、説明が不十分で、新たな待遇に困惑する声も聞かれましたが、現在、その不安や疑問が解消されているか大変気になるところです。

会計年度任用職員は、一人職場である方もいれば、複数いても情報共有が十分できない職種もあろうかと思えます。そうした場合に、所属する課内で確認しろというのはたやすいことですが、処遇について改めて聞ける状況にあるとは思えません。

今回、ヒアリングにおいて、会計年度任用職員の処遇の一例を人事課に確認しました。「本人または家族が、新型コロナに感染、あるいは濃厚接触者とみなされ休業を余儀なくされた場合、賃金は保障されるのか」という質問に、正規職員同様保障されるとの返答がありました。ただ、私がお聞きしたいのはそこからの話です。質問します。

(2)会計年度任用職員に対し、こうした処遇について丁寧に説明されているでしょうか、お聞かせください。⑬

6. いじめ問題への対応についてです。

10月に文科省は、全国の小中高校と特別支援学校で認知されたいじめの認知件数が61万件を超え、5年連続で過去最多となり、「重大事態」も2割増加の723件だったことを公表しました。こうした数の増加について文科省は、見逃されていた被害を直視し、学校の積極的な把握が進ん

だからだと評価していますが、その一方で、「対応が不適切だった」「引継ぎが行われていなかった」「情報が開示されていない」など、行政側が謝罪する報道が全国で相次いでいます。残念ながら大分市においても、今年10月、市教委の第三者調査委員会から、市のいじめ対応が「不十分」だったと指摘する事態が生じました。

いじめ問題は、様々な要因が絡み、その解決が容易でないことは言うまでもありませんが、いじめの根底となる子どもたちのストレスや家庭環境、教育現場からの「関わり方」が何より問われていると思います。

この間、いじめが起こった際、大分市ではどのような対応がされているか一通り説明をうけましたが、いじめを受けた子ども、いじめた側の子ども、そして、その周りにいた子どもたちへの対応が十分なされているとは思えません。

誰がどんないじめを行ったか、詳細な調査は重要です。しかし、いじめの解決は調査結果をまとめる作業でも、情報の確認作業でもありません。子どもたちの苦しみに耳を傾け、その原因を取り除くための対応になっているか、再度検証すべきと考えます。そこで、質問します。

(1)子どもたちや保護者の思いを受け止めることができる相談窓口を、市教委ではない外部機関に設置する必要があると考えます。見解を求めます。⑭

7. 最後に、核兵器廃絶についてです。核兵器禁止条約の批准についてお聞きします。

核兵器禁止条約が、発効に必要な50の国と地域に批准され、いよいよ、90日後、つまり2021年1月に、史上初めて核兵器を違法化する国際条約が発効します。核兵器廃絶をめざす歴史的快挙として、世界には歓迎の声が広がっています。

禁止条約発効の確定は、「核兵器のない世界」を願う多くの国と市民社会によって、大国の妨害と逆流をのりこえて達成した画期的な成果であり、日本の被爆者の悲願でもあります。

今後、条約に参加する国が増えることで、核保有国は政治的にも、道義的にも、追い詰められることとなります。また、唯一の被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約に背を向けていれば、国内外に失望と批判を広げることになるでしょう。

禁止条約への参加を求める意見書を採択した自治体は、すでに全国で500に迫ろうとしています。世論調査では国民の7割が、日本も禁止条約に参加すべきと答えています。

被爆国にふさわしい日本をめざす国民的な運動の広がり期待し、最後に質問いたします。

(1)核兵器禁止条約への批准を強く国に求めるべきと考えます。市の見解をお聞かせください。

⑮